

(第16回)

United GIPs セミナーのご案内



『インド特許実務の概要』

2013年4月12日(金)

拝啓

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊グループ事務所のデリー事務所 (**GLOBAL IP India**) のインド特許弁護士を講師とした所内・セミナーを開催致します。

このセミナーは弊所のメンバー向けのセミナーとして実施しているもので、今回が16回目の企画になります。

外部からの参加は制限した形で、お取引先様及び弊所メンバーの知人の方にご参加いただけるようにご案内させていただいております。

インドの特許実務を知っていただく上で有意義なセミナーとなるよう企画しておりますので、ご多用とは存じますが、お繰り合わせの上、出席下さいますようご案内申し上げます。

敬具

2013年3月 吉日

新樹グローバル・アイピー特許業務法人
代表弁理士：村井 康司

セミナー案内

テーマ：『インド特許実務の概要』

インドに進出する日系企業の増加に伴い、日本企業からのインド特許出願件数は増加傾向にあります。しかしながら、日本企業からの米国・欧州・中国出願に比べ、インド出願の件数は年間約 4,000 件とまだまだ少ないため、インド特許実務についての理解が不十分のままインド特許実務を行っている日本企業も少なくありません。

本セミナーでは、インド特許実務の中で特に日本企業にとって問題となりそうなポイントに着目し、インド特有の制度を説明するとともに日本企業に対してその対応策を提案いたします。

なお、本セミナーはインド特許弁護士が一方的にインド特許実務を解説するものではなく、日本弁理士とインド特許弁護士が日本企業にとって特に重要と思われるポイントを事前に議論した内容をコンパクトにお伝えするものです。そのため、セミナーは基本的に日本語で進められますので、英語に自信のない方も安心してご参加頂けます。

内容（予定） 実際の内容は一部変更する場合がございます。

1. 外国出願情報提供制度（特許法第8条）
2. 特許発明実施報告（特許法第146条）
3. 強制実施権（特許法第84条）
4. 発明でないもの
 - コンピューター・プログラム（特許法第3条（k））
 - 既知物質の新規用途の単なる発見（特許法第3条（d））
5. インド居住者による発明（特許法第39条）
6. アクセプタンス期間（特許法第21条）
7. 補正要件（特許法第57条）

セミナー形式及び対象者

本セミナーは、英語中心で行いますが、適宜日本弁理士による日本語への通訳を行います。インドの特許実務に関心をお持ちの方。技術知識や技術分野は問いません。

セミナー開催情報

日 時：2013年4月12日（金）
15：00～17：00（開場14：30）

場 所：（新樹G I P所在地）
〒530-0054 大阪市北区南森町 1-4-19
サウスホレストビル6 F 会議室
（地図：<http://www.giplaw-osaka.co.jp/jp/access.html>）

講 師：Kshitij Malhotra（シティージ・マルホトラ）
インド特許弁護士 GLOBAL IP India（インド・デリー）
<http://www.gip-india.in/>
高橋 明雄
弁理士 グローバル・アイピー東京特許業務法人
<http://www.giplaw-tokyo.co.jp/jp/>

参加費： 無 料

参加申込方法

以下の＜出席者様情報＞を、彦野友子 (yhikono@giplaw-osaka.co.jp) へメールにてお送りください。

＜セミナー出席者情報＞

第16回 United GIPs セミナー

『インド特許実務の概要』

2013年4月12日（金） 15:00～17:00

（出席者様情報）

- ・ ご所属（会社名）：
- ・ お名前（カタカナ）：
- ・ Email アドレス：

（本セミナーへの参加目的）

- ・ 本セミナーに期待されていることを教えてください。

（受講受付後の弊社からのご連絡）

本セミナーでは、受講票の発行は行いません。また人数に制限はございません。セミナー参加受付後、お申し込み頂きました E-mail アドレスに受付確認のご連絡を差し上げます。
以上

お申し込みをお待ちいたしております。

＜主催＞新樹グローバル・アイピー特許業務法人（セミナー受付：彦野、中川）

〒530-0054 大阪市北区南森町1-4-19 サウスホレストビル11F

Tel. 06-6316-5533 Fax. 06-6316-5544